

## Q & A

**Q 1** 父親が海外勤務のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか。

**A 1** 課税証明書による所得確認ができないため、対象外となります。

**Q 2** 祖父母も一緒に暮らしていますが、祖父母に収入がある場合はどうなりますか。

**A 2** 「親権者」がいる場合は「親権者」の収入で判断しますので、その場合には祖父母の収入は含みません。

**Q 3** 認定を受ければ授業料が支援される制度（就学支援金または学び直し支援金）

の申請と重複する書類等は省略できますか。

**A 3** 認定を受ければ授業料が支援される制度（高等学校就学支援金または学び直し支援金）の届出書等に添付しているものとは別に提出が必要です。生活保護受給証明書については原本、課税証明書等についてはコピーでも可能です。

**Q 4** 給付金支給後に退学した場合は、返還を求められますか。

**A 4** 申請後に退学した場合は返還を求めません。（支給は基準日で判断します。）

**Q 5** 申請書提出後に申請内容（氏名・住所・口座情報等）が変わった場合はどうしたらよいですか。

**A 5** 学校に連絡して「申請事項変更届」を提出してください。

**Q 6** 住民票の写し（原本）は何に必要ですか。

**A 6** 「対象となる世帯」条件の3、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格の確認のため。